

様式第1-3

2木交協第 号
令和2年6月 日

国土交通大臣様

京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市地域公共交通総合連携協議会
会長（木津川市長）河井 規子

地域間幹線系統確保維持計画認定申請書

地域間幹線系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて
申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域間幹線系統確保維持計
画を添付すること。

令和2年度生活交通確保維持改善計画 【地域間幹線系統確保維持計画】

(名 称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会
(代表者名) 会長 河井 規子

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万8千人の市で、宅地開発等により年々人口が増加している。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年3月に「木津川市地域公共交通総合連携計画」を策定、平成27年3月に、新たに「木津川市地域公共交通網形成計画」を策定、令和2年3月には「第2次木津川市地域公共交通網形成計画」を策定し、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として、木津川市コミュニティバス「きのつバス（梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線）」の運行を行っている。

しかしながら、近年では、一部地域での少子高齢化による外出機会の減少や自家用車の普及により、利用者数が毎年減少している状況である。

このような状況下において、移動手段を持たない高齢者や学生、免許返納者等の交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間交通ネットワークとして路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本協議会で策定した、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」に定める、運行継続条件の数値を確保することを基本に、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【ガイドラインに定めている運行継続条件】

利用者数が1便あたり1.25人以上とする。

【前々年度の利用者数】

210, 487人（平成30年10月～令和元年9月）

(2) 事業の効果

利用者数の増加により、収支を改善し、持続的で安定的な路線の維持することで、住民の移動手段が確保される。

3. 全号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【第2次木津川市地域公共交通網形成計画 P47～52参照】

(1) 乗継利便性の向上

市内各地の移動や市外との移動の円滑化のため、鉄道との乗継を考慮したダイヤを検討し、必要に応じてダイヤ改正を実施する。

実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(2) 車両の利便性の向上

高齢者や障がい者が利用しやすい車両の導入や、愛着のあるデザインによるラッピング化等を検討する。

実施事業：バリアフリー車両の導入促進検討、

バス車両デザインの検討

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(3) 情報提供の充実

公共交通に係る情報提供の充実及び市民の意識喚起を図るため、ホームページやきづがわ公共交通だよりなど、多くの媒体を活用し、積極的な広報に努める。また、乗り継ぎや公共交通機関を利用したお出かけ情報等を提供する。

①実施事業：きづがわ公共交通だよりの発行

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

②実施事業：時刻表の作成、バス停留所デザインの検討、

交通結節点における情報提供の実施、

ホームページによる情報提供の充実

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(4) 利用機会の提供

日々の生活の中で公共交通を利用できるよう、利用経験が少ない児童や生徒に対し、バスの乗車体験学習の場を提供するとともに、乗継ぎ運賃の負担軽減を目的とした1日フリー乗車券の作成・販売を継続する。

実施事業：乗り物体験学習、スタンプラリーの充実、

おでかけマップの作成

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

実施事業：1日フリー乗車券の発行

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

実施事業：コミュニティバス1日無料dayの実施

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(5)市民意識の変革

市民が公共交通の必要性やあり方を考えていくことができるよう、ワークショップや座談会を通して働きかけを行う。

実施事業：地域ワークショップ、座談会の開催、乗り方教室

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

実施事業：バス停留所ネーミングライツ等の実施

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、市内事業所

(6)魅力の発信

公共交通を活用した周遊を促進するため、市外からの来訪者等に対して公共交通利用を促す情報提供を行う。

実施事業：観光施設へのアクセスサイン充実、

急行バスと連携したPR

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

(1)バス路線再編の検討・実施

①取組内容

協議会での利用者代表の意見や市民アンケート結果を参考に、鉄道及び路線バスとの接続を考慮したダイヤ編成を行うことで、乗り継ぎ利便性を向上し、利用者を増加させ、路線収益の増加を図る。

また、バス待ち環境の強化として奈良交通株式会社が路線バスで導入しているバスロケーションシステムをきのつバスにも運用することを検討中。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会、奈良交通株式会社

③実施に向けたスケジュール

令和2年10月～令和3年3月 ダイヤ改正の検討・実施

令和2年 6月～令和3年2月 バスロケーションシステム
導入協議

(2)観光利用促進の検討・実施

①取組内容

市観光部署や観光協会と連携し、市内で行われるイベントにおけるバス利用のPR、バスを利用した観光ルートの作成や観光情報の発信強化、臨時便の検討を行い、路線収益の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会、観光事業者

③実施に向けたスケジュール

令和2年5月～令和2年10月 取組内容の検討、実施

(3)高齢者に対する利用促進

①取組内容

木津川市で実施している運転免許証自主返納事業について広く周知し、バス利用の呼びかけを行うことで、利用者を増加させ、路線収益の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会、木津川市

③実施に向けたスケジュール

令和2年10月～令和3年9月 取組内容の検討、実施

(4) 1日フリー乗車券の販売

①取組内容

コミュニティバスが1日乗り放題となる、フリー乗車券を作成し、公共交通だより等で広く周知し、市内の公共施設、協力店舗等で販売することにより、バス利用者の利便性向上、観光利用の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会

③実施に向けたスケジュール

令和2年10月～令和3年9月 取組内容の検討、実施

◎定量的な効果目標

上記の(1)～(4)の取組みを実施することにより、令和3年度の全系統(梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線)実績収支率を、令和2年度比1%以上の改善を目標とする。

参考：平成31年度収支率 31.9%

(6) 系統の見直しの検討について

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」を策定し、運行における継続条件(1便あたり1.25人)を定めており、運行系統については、路線バス会社と調整・協議を行い、交通空白地の解消及び交通弱者へ配慮した最適なルートを運行している。

上記の理由から、予約型乗合タクシー等の代替輸送手段への見直しは、継続条件を満たしていない場合に行うこととし、引き続き現行の形態のまま幹線系統として運行する。

11. 外客來訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表7のとおり

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回） | 協議会設立、事業内容について協議 |
| ・平成 21 年 3 月 11 日（第 6 回） | 木津川市地域公共交通総合連携計画について承認 |
| ・平成 27 年 3 月 12 日（第 29 回） | 木津川市地域公共交通網形成計画について承認 |
| ・令和 2 年 3 月 24 日（第 50 回） | 第 2 次木津川市地域公共交通網形成計画について承認 |
| ・令和 2 年 7 月 9 日（第 51 回） | 令和 3 年度地域幹線系統確保維持計画について承認 |

18. 利用者等の意見の反映状況

協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、加茂民生児童委員協議会会长及び木津川市老人クラブ連合会会长から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

19. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	京都府山城広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課 京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長 京都府木津警察署交通課長
関係市区町村	木津川市長 木津川市副市長 木津川市建設部長
交通事業者 交通施設管理者等	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課課長 近畿日本鉄道株式会社新田辺駅長 奈良交通株式会社乗合事業部統括部長 株式会社ウイング取締役 一般社団法人京都府タクシー協会専務理事 城南タクシー株式会社代表取締役 加茂タクシー株式会社営業次長 東洋タクシー株式会社代表取締役 奈良交通労働組合執行委員長
国土交通省	近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 近畿地方整備局京都国道事務所計画課長
その他協議会が必要と認める者	富山大学 副学長 京都大学大学院工学研究科准教授

	木津川市観光協会理事 加茂民生児童委員協議会会長 木津川市老人クラブ連合会会长 利用者委員 公募委員
--	--

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統 3年度)

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(1) 梅谷高の原	7,025.5	
		(2) 鹿背山高の原	3,144.5	
		(3) 木津川台高の原	6,557.0	
合 計			16,727	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社			3年度					
1. 申請事業者の概要									
補助対象期間の 前々年度(基準期間) [※] の 損益状況	乗	合	バ	ス					
	營業収益	8,741,223	千円	營業外収益	71,579	千円	経常収益(イ)	8,812,802	千円
	營業費用	10,174,706	千円	營業外費用	46,450	千円	経常費用(イ)	10,221,156	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	營業損益	△ 1,433,483	千円	營業外損益	25,129	千円	経常損益	#####	千円
	km						経常収支率	86.22	%
					19,655,933.7				

基準期間の前年度の 損益状況	乗	合	バ	ス	事	業		
營業収益	8,687,030	千円	營業外収益	65,410	千円	経常収益(イ)	8,752,440	千円
營業費用	10,040,713	千円	營業外費用	54,761	千円	経常費用(イ)	10,095,474	千円
營業損益	△ 1,353,683	千円	營業外損益	10,649	千円	経常損益	#####	千円

基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km	乗	合	バ	ス	事	業
19,740,441.6							
19,753,201.7							

(補助対象事業者の「基準期間 [※] を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)	
補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口+ハ=二	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口+ハ=二
京阪神	506円.73銭
511円.41銭	520円.00銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり標準経常費用 (a+b+c)/3=二	キロ当たり経常費用 二とほいすれひの少ない 額 へ	キロ当たり経常収益 イ+ハ=ト
京阪神	512円.71銭	507円.20銭	507円.20銭
		448円.35銭	448円.35銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数	計画平均的乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	オ	オ+チ=ク	リ	ヌ	ル	ル+チ	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合部分に係る乗車率	補助プロック外乗車部分、即ち、都道府県外乗車部分と他の路線との競合部分以外のキロ程の比率	(チー(リ+ス+ル)) △チ=ヲ	
				起点	主な経由地	終点	(①=ガツ 内 ② ③=)	①×②=	チ												
京阪神	第1号	梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津川駅	梅谷	365	日 3,408.0	回 3.4	31.6 人	往 14.3 km (平均)	往 km (平均)	%	往 0.3 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	0	%	97,902	%	
	第2号	麗ヶ丘高の原	高の原駅	山田川駅・木津川駅	麗ヶ丘	365	日 3,408.0	回 2.4	22.3 人	往 9.7 km (平均)	往 km (平均)	%	往 0.3 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	0	%	96,907	%	
	第3号	木津川高の原	高の原駅	木津川台住宅	木津川駅	365	日 3,408.0	回 3.8	35.3 人	往 11.6 km (平均)	往 km (平均)	%	往 0.3 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	0	%	97,391	%	
	合計	3系統								往 35.6 km (平均)	往 km (平均)	%	往 0.9 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)					
										復 35.4 km	復 km	%	復 0.9 km	復 km	復 km	復 km					

補助プロック名	申請番号	特例措置	計画実車走行キロ	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統のキロ当たり経常収益								補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象系統の経常収益から経常費用を控除した額	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	
					基準期間の前年度				基準期間の前年度									
					経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	
京阪神	第1号	%	97,468.8 km	49,436,175 円	166円.06銭	16,473,204 円	97,411.6 km	169円.10銭	16,323,131 円	97,241.9 km	167円.86銭	15,660,333 円	97,125.6 km	161円.23銭	16,185,669 円	33,250,506 円	22,246,278 円	22,246,278 円
	第2号	%	66,115.2 km	33,533,629 円	132円.48銭	8,679,237 円	66,076.4 km	131円.35銭	8,789,845 円	65,960.0 km	133円.26銭	8,751,650 円	65,882.4 km	132円.83銭	8,758,942 円	24,774,687 円	15,090,133 円	15,090,133 円
	第3号	%	78,384.0 km	39,756,364 円	207円.22銭	16,726,898 円	79,019.2 km	211円.68銭	16,378,923 円	78,172.4 km	209円.52銭	15,659,166 円	78,108.0 km	200円.48銭	16,242,733 円	23,513,631 円	17,890,363 円	17,890,363 円
	合計		241,968.0 km	122,726,168 円	505円.76銭	41,879,339 円	242,507.2 km		41,491,899 円	241,374.3 km		40,071,149 円	241,116.0 km		41,187,344 円	81,538,824 円	55,226,774 円	55,226,774 円

補助プロック名	申請番号	特例措置	ゾウラ+補助プロック外乗車部分、同一補助プロック都道府県外乗車部分と他の路線との競合部分に係るもの	ゾウラ+補助プロック外乗車部分と他の路線との競合部分に係るもの	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要		
					都道府県				市区町村		その他の者				
					負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	第1号	21,779,551 円	円	14,051,323 円	14,051円.76	7,025.5 km	33,787,559 円	26,762,059 円	円	% 11,008,831	円 41.1 %	円	% 15,753,228	円 58.9 %	
	第2号	14,623,395 円	円	6,289,632 円	6,289円.76	3,144.5 km	25,138,982 円	21,994,482 円	円	% 17,352,556	円 78.9 %	円	% 4,641,924	円 21.1 %	
	第3号	17,423,603 円	円	13,114,539 円	13,114円.76	6,557.0 km	23,945,527 円	17,388,527 円	円	% 7,954,267	円 45.7 %	円	% 9,434,260	円 54.3 %	
	合計	53,826,549 円	円	33,455,494 円	33,454円.76	16,727 km	82,872,068 円	66,145,068 円	円	0 % 36,315,656	円 54.9 %	円	0 % 29,829,412 円	円 45.1 %	

(1) 計算要領

- 乗合バス事業の収益、実車行走キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の直算法を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
補助対象期間の前年度の実績を算出する場合に、運賃収入額及び費用の配分は、昭和29年5月11日付行財政第35号、同第151号、同第152号により算定を整備するに付別に理由があるときは、当該工事に報告し、その承認を承認する。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」欄、「基準期間の前年度の損益状況」欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「申請番号」欄は、事業者ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正実施計画第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2.5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全曜日数における計画運行回数を記載する。また、カッコ内には平日1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄は、「地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正実施計画第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2.5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「平均値の合計」の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助プロックの都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載すること。補助プロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分のキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。
- 「計画平均乗車密度」の欄は、「地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正実施計画第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2.5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは該当運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助金額」の欄は、(ネ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(リ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合部分のキロ程との比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、6%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車行走キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当り経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、(リ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること」と、(ネ)「金額又は(リ)の金額に、(リ)の金額又は(リ)の金額を控除して得た金額(リ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統について、(リ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車行走キロ当り経常収益」の欄は、「(リ)は、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当り経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額との比率を算出すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに単位(0.5千円)まで記載することとし、合計で千円未満の端数は切り捨てること。
- 「計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。」
- 「補助対象期間の計画と比較」。翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例)「令和〇年度、令和〇年度について、令和〇年度事業から土日・祝日の日割による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略)」
- 添付書類

 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
 - ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る特例第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る株式第1-5。
 - ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	奈良交通株式会社
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 自動車事業本部乗合事業部
補助金担当部門	(責任者役職・氏名) 統括課長 木村 一朗 印
	(担当部門の名称) 自動車事業本部乗合事業部

実態調査日:下記のとおり

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和元年度)

運行系統					年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定					市町村による回数券購入等の有無	備考	
申請番号	運行系統名	起 点	主な経由地	終 点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送収入(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前平均賃率 × 適用日数	運賃改定後平均賃率 × 適用日数	平均賃率	平均乗車密度(R)	輸送量(A)×(G)	
木津川市第1号	梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	梅谷	14.3	9.3	81,887	3.9	319,359.3	14,688,106	97,125.6	618,690	353,537	15,660,333	50,505,312	$(48.74円 \times (1-10/110) \times 365日) / 365日$	44.30	3.4	31.6	有(○)無(○)	調査日:平成30年10月1日～令和元年9月30日
木津川市第2号	鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	鹿背山	9.7	9.3	45,118	3.4	153,401.2	8,092,169	65,882.4	419,670	239,811	8,751,650	34,258,848	$(55.84円 \times (1-10/110) \times 365日) / 365日$	50.76	2.4	22.3	有(○)無(○)	調査日:平成30年10月1日～令和元年9月30日
木津川市第3号	木津川台高の原	高の原駅	木津駅・山田川駅	木津川台住宅	11.6	9.3	82,902	3.5	290,157.0	14,877,306	78,108.0	497,547	284,313	15,659,166	40,616,160	$(54.80円 \times (1-8/108) \times 365日) / 365日$	49.81	3.8	35.3	有(○)無(○)	調査日:平成30年10月1日～令和元年9月30日
合計					209,907		762,918	37,657,581	241,116.0	1,535,907.0	877,661.0	40,071,149	125,380,320						有・無		

[記載要領]

1. この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(鉄未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかつた日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライク、積雪等の理由によりバスが運行されなかつた期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送収入及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和3年度)

補助プロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) $\hat{\wedge} \times (0.5 \times 0.4) = \hat{\wedge}$ (定額法) $\hat{\wedge} \times 0.2 = \hat{\wedge}$	特別償却額(円) $\hat{\wedge}$	償却限度額(円) $\hat{\wedge} + \hat{\wedge} = \hat{\wedge}$	事業者償却額(円) $\hat{\wedge}$	ヌとのうち少ない方の額(円) $\hat{\wedge}$	償却期間(月) $\hat{\wedge} \times \hat{\wedge} \div 12(月) = \hat{\wedge}$	補助対象経費 $\hat{\wedge} \times \hat{\wedge} \div 12(月) = \hat{\wedge}$	計画額(千円) $\hat{\wedge} \times 1/2 = \hat{\wedge}$
	車両価格	附属品価格	改造費	合計										
イ	口	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	^	^	0	0	0	0	0	0	0.0	
			0											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

* 残存価格(円) ル-カ=タ	事業者償却費 ル×ワ÷12	事業者残存価格 ル×ワ÷12
0	0	0
0	0	0
0	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
			レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
計					円	
					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助プロック名 ク名	申請番号	負担者とその負担割合					
		都道府県	市区町村	その他の者	事業者自己負担	「その他の者」の具体的概要	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神	1	円	%	円	%	円	%
		円	%	円	%	円	%
合計	0	円 #DIV/0!	%	円	%	円	%

2年目以降(令和 3 年度)

補助プロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	当該年度
京阪神	1	梅谷高の原線 鹿背山高の原線 木津川台高の原線	木津川市第1号 木津川市第2号 木津川市第3号	第1号 第2号 第3号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度(2年目の み)の額=?	普通償却限度額 (定率法) ?×(0.5×0.4)=△ (定額法)△×0.02=△	特別償却額(円) △	償却限度額(円) △+△=△	事業者償却額(円) △	ノットのうち少 ない方の額(円) △	償却期間(月) △	補助対象経費 △×△÷12(月)=□ (最終年度)△=□	国庫補助金 内定申請額(千円) △×1/2=□	* 残存価格 (円) △-△=□
1	14,182,499	5,105,700	2,042,280	0	2,042,280	2,042,280	2,042,280	12	2,042,280 円	1,021.1	3,063,420
										円	0
										円	0
計	14,182,499	5,105,700	2,042,280	0	2,042,280	2,042,280	2,042,280		2,042 千円	1,021	3,063,420

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助 対象額(円) △の額以内=□	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 △	△と2.5%のうち 低い方の率 (%) △	補助対象経費 △	計画額(千円) △×1/2=□
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) △+△	計画額(千円) △+△
2,042	1,021

【負担者とその負担割合】

補助プロ ク名	申 請 番 号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の方」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神	1	円	0.00 %	円	%	円	%	1,021,180	円	50.1	%
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
	合計	0	円	0.00 %	円	%	円	%	1,021,180	円	### %

(1) 記載要領

- 申請の概要是、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限、年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し。
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和4年度)

補助プロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) $\hat{\wedge} \times (0.5 \times 0.4) = \downarrow$ (定額法) $\hat{\wedge} \times 0.2 = \downarrow$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとるのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計										
1				0				0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

* 残存価格(円)
ヘカニタ
0
0
0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レ ソ	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カナツ	計画額(千円) ヨナネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助プロ ク名	申 請 番 号	負担者とその負担割合					
		都道府県		市区町村		その他の者	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神		0 円	#DIV/0! %	円	%	円	%
		円	%	円	%	円	%
合計		0 円	#DIV/0! %	円	%	円	%
						0 円	### %

2年目以降(令和4年度)

補助プロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	申請番号	当該年度
			申請番号		初年度
京阪神	1	梅谷高の原線 鹿背山高の原線 木津川台高の原線	木津川市第1号 木津川市第2号 木津川市第3号	第1号 第2号 第3号	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度7(2年目の み)の額=7	普通償却限度額 (定率法) 7×(0.5×0.4)=4 (定額法)7×0.2=1	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ヤ=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ナ	* 残存価格 (円) ラ-マ=ナ
1	14,182,499	3,063,420	1,531,710	0	1,531,710	1,531,710	1,531,710	12	1,531,710 円	765.8	1,531,710
										円	0
										円	0
計	14,182,499	3,063,420	1,531,710	0	1,531,710	1,531,710	1,531,710		1,531 千円	765	1,531,710

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 1	エと2.5%のうち 低い方の率 (%) 7	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=ナ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) ナ+ア	計画額(千円) ナ+サ
1,531	765

【負担者とその負担割合】

補助プロ ック名	申 請 番 号	負担者とその負担割合						「その他の者」 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神		円	0.00 %	円	%	円	%	765,910 円 50.1 %	
		円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%		
合計		0 円	0.00 %	円	%	円	%	765,910 円 50.1 %	

(1) 記載要領

- 申請の概要是、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限、年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し。
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和5年度)

補助プロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) $\hat{\wedge} \times (0.5 \times 0.4) = \hat{\wedge}$ (定額法) $\hat{\wedge} \times 0.2 = \hat{\wedge}$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとるのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計										
イ	口	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	0	^	0	チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	0 円 0.0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 千円 0	

* 残存価格(円)
ヘカ=タ
0
0
0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レ	ソ	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)	ツ	ツ×1/2=ネ
						円			
						円			
計						千円			

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助プロ ック名	申 請 番 号	負担者とその負担割合					
		都道府県		市区町村		その他の者	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神		0 円 #DIV/0! %		円 %	円 %	0 円 #### %	
		円 %		円 %	円 %	円 %	
合計		0 円 #DIV/0! %		円 %	円 %	0 円 #### %	

2年目以降(令和 5 年度)

補助プロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	申請番号	当該年度
			申請番号		初年度
京阪神	1	梅谷高の原線 鹿背山高の原線 木津川台高の原線	木津川市第1号 木津川市第2号 木津川市第3号	第1号 第2号 第3号	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度7(2年目の み)の額=7	普通償却限度額 (定率法) 7×(0.5×0.4)=4 (定額法)7×0.2=1.4	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少な い方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ヤ=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
1	14,182,499	1,531,710	1,531,710	0	1,531,710	1,531,710	1,531,710	12	1,531,710 円	765.8	0
										円	0
										円	0
計	14,182,499	1,531,710	1,531,710	0	1,531,710	1,531,710	1,531,710		1,531 千円	765	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ノの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 1	エと2.5%のうち 低い方の率 (%) 7	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
1,531	765

【負担者とその負担割合】

補助プロ ック名	申 請 番 号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神		円	%	円	%	円	%	765,910	円	50.1	%
		円	%	円	%	円	%	円	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	円	%	
合計		0	円	0.00	%	円	%	765,910	円	50.1	%

(1) 記載要領

- 申請の概要是、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限、年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し。
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

○補助対象経費算定根拠(平成30年10月導入・きのつバスポンチョ)

項目	購入先	単価	値引き額	購入額	補助対象経費			対象外	合計
					車両価格	附属品価格	計		
車両本体	奈良日野自動車株	16,953,000	5,791,900	11,161,100	11,161,100		11,161,100		11,161,100
ESスタート取付	奈良日野自動車株(オプション)	72,500		72,500			0	72,500	72,500
タイヤ銘柄	奈良日野自動車株(オプション)	26,100		26,100			0	26,100	26,100
デジタルタコグラフ取付	奈良日野自動車株(オプション)	37,700		37,700			0	37,700	37,700
フィラーキャップ	奈良日野自動車株(オプション)	5,100		5,100			0	5,100	5,100
スローブ板	奈良日野自動車株(オプション)	6,400		6,400	6,400		6,400		6,400
扉窓ガラス	奈良日野自動車株(オプション)	200,000		200,000			0	200,000	200,000
中扉部室内間接確認装置	奈良日野自動車株(オプション)	10,700		10,700	10,700		10,700		10,700
注油口蓋	奈良日野自動車株(オプション)	8,700		8,700			0	8,700	8,700
行先表示器取付	奈良日野自動車株(オプション)	61,800		61,800	61,800		61,800		61,800
床関係	奈良日野自動車株(オプション)	10,400		10,400			0	10,400	10,400
各灯具関係(霧灯)	奈良日野自動車株(オプション)	4,600		4,600			0	4,600	4,600
各灯具関係(車外照射灯)	奈良日野自動車株(オプション)	1,800		1,800			0	1,800	1,800
各灯具関係(路肩灯)	奈良日野自動車株(オプション)	16,000		16,000			0	16,000	16,000
各灯具関係(室内蛍光灯)	奈良日野自動車株(オプション)	22,500		22,500			0	22,500	22,500
各灯具関係(中・後ステップ照射灯)	奈良日野自動車株(オプション)	27,500		27,500			0	27,500	27,500
各灯具関係(ひまわりランプ)	奈良日野自動車株(オプション)	1,800		1,800			0	1,800	1,800
各灯具関係(補助制動灯)	奈良日野自動車株(オプション)	10,800		10,800			0	10,800	10,800
各灯具関係(昼夜切替SW)	奈良日野自動車株(オプション)	2,700		2,700			0	2,700	2,700
音声合成装置取付	奈良日野自動車株(オプション)	67,900		67,900	67,900		67,900		67,900
パックテレビ取付	奈良日野自動車株(オプション)	42,100		42,100	42,100		42,100		42,100
乗車降車合図装置	奈良日野自動車株(オプション)	2,500		2,500	2,500		2,500		2,500
車両運行管理システム	奈良日野自動車株(オプション)	65,300		65,300			0	65,300	65,300
ドライブレコーダー取付	奈良日野自動車株(オプション)	335,000		335,000			0	335,000	335,000
握手棒、後出入口仕切構造	奈良日野自動車株(オプション)	32,000		32,000			0	32,000	32,000
暖房装置交換	奈良日野自動車株(オプション)	33,400		33,400			0	33,400	33,400
冷気グリル	奈良日野自動車株(オプション)	10,200		10,200			0	10,200	10,200
各種ミラー関係	奈良日野自動車株(オプション)	14,900		14,900			0	14,900	14,900
各種銘板(出入口表示)	奈良日野自動車株(オプション)	15,300		15,300			0	15,300	15,300
各種銘板(ドライブレコーダー搭載表示)	奈良日野自動車株(オプション)	4,600		4,600			0	4,600	4,600
各種銘板(カメラ作動中表示)	奈良日野自動車株(オプション)	2,500		2,500			0	2,500	2,500
各種銘板(扉開閉予告表示)	奈良日野自動車株(オプション)	13,800		13,800			0	13,800	13,800
各種銘板(自動扉注意表示)	奈良日野自動車株(オプション)	19,800		19,800			0	19,800	19,800
各種銘板(安全対策表示)	奈良日野自動車株(オプション)	11,000		11,000			0	11,000	11,000
各種銘板(乗務員注意表示)	奈良日野自動車株(オプション)	19,700		19,700	19,700		19,700		19,700
各種銘板(アイドルストップ)	奈良日野自動車株(オプション)	4,900		4,900			0	4,900	4,900
各種銘板(名札差し)	奈良日野自動車株(オプション)	5,700		5,700	5,700		5,700		5,700
各種銘板(事業者名札)	奈良日野自動車株(オプション)	11,100		11,100	11,100		11,100		11,100
旗立	奈良日野自動車株(オプション)	11,100		11,100			0	11,100	11,100
運賃箱取付	奈良日野自動車株(オプション)	58,000		58,000	58,000		58,000		58,000
整理券器	奈良日野自動車株(オプション)	89,900		89,900	89,900		89,900		89,900
運賃表示器取付	奈良日野自動車株(オプション)	47,900		47,900	47,900		47,900		47,900
ICカードリーダー取付	奈良日野自動車株(オプション)	164,600		164,600			0	164,600	164,600
路線図枠	奈良日野自動車株(オプション)	46,800		46,800	46,800		46,800		46,800
広告枠	奈良日野自動車株(オプション)	67,800		67,800			0	67,800	67,800
消毒証入れ	奈良日野自動車株(オプション)	4,100		4,100			0	4,100	4,100
ダイヤ表差し	奈良日野自動車株(オプション)	23,700		23,700	23,700		23,700		23,700
サンバイザー	奈良日野自動車株(オプション)	18,900		18,900			0	18,900	18,900
赤旗・車輪止め	奈良日野自動車株(オプション)	6,900		6,900			0	6,900	6,900
格納箱	奈良日野自動車株(オプション)	63,900		63,900			0	63,900	63,900
デザイン(奈良交通指定)	奈良日野自動車株(オプション)	376,200		376,200	376,200		376,200		376,200
シートカバー	奈良日野自動車株(オプション)	8,000		8,000			0	8,000	8,000
運転席用2点式シートベルト	奈良日野自動車株(オプション)	197,300		197,300			0	197,300	197,300
車外照射灯	奈良日野自動車株(オプション)	415,000		415,000			0	415,000	415,000
放送装置	奈交自動車整備株	364,975	140,975	224,000	224,000	224,000	224,000		224,000
バスロケ	奈交自動車整備株	34,000		34,000			0	34,000	34,000
整理券発行機操作盤	奈交自動車整備株	50,000		50,000		50,000	50,000		50,000
運賃箱	奈交自動車整備株	494,000		494,000		494,000	494,000		494,000
運賃表示器	奈交自動車整備株	504,000		504,000		504,000	504,000		504,000
整理券発行機	奈交自動車整備株	240,000		240,000		240,000	240,000		240,000
後方テレビ装置	奈交自動車整備株	89,000		89,000		89,000	89,000		89,000
デジタルタコグラフ	奈交自動車整備株	84,000		84,000			0	84,000	84,000
ドライブレコーダー	奈交自動車整備株	264,500		264,500			0	264,500	264,500
電子方向幕	クリオൺセールスアント・マーケティング株	550,000		550,000		550,000	550,000		550,000
シートモケット	日本シール株	85,600	1,200	84,400			0	84,400	84,400
		22,551,975	5,934,075	16,617,900	12,031,500	2,151,000	14,182,500	2,435,400	16,617,900

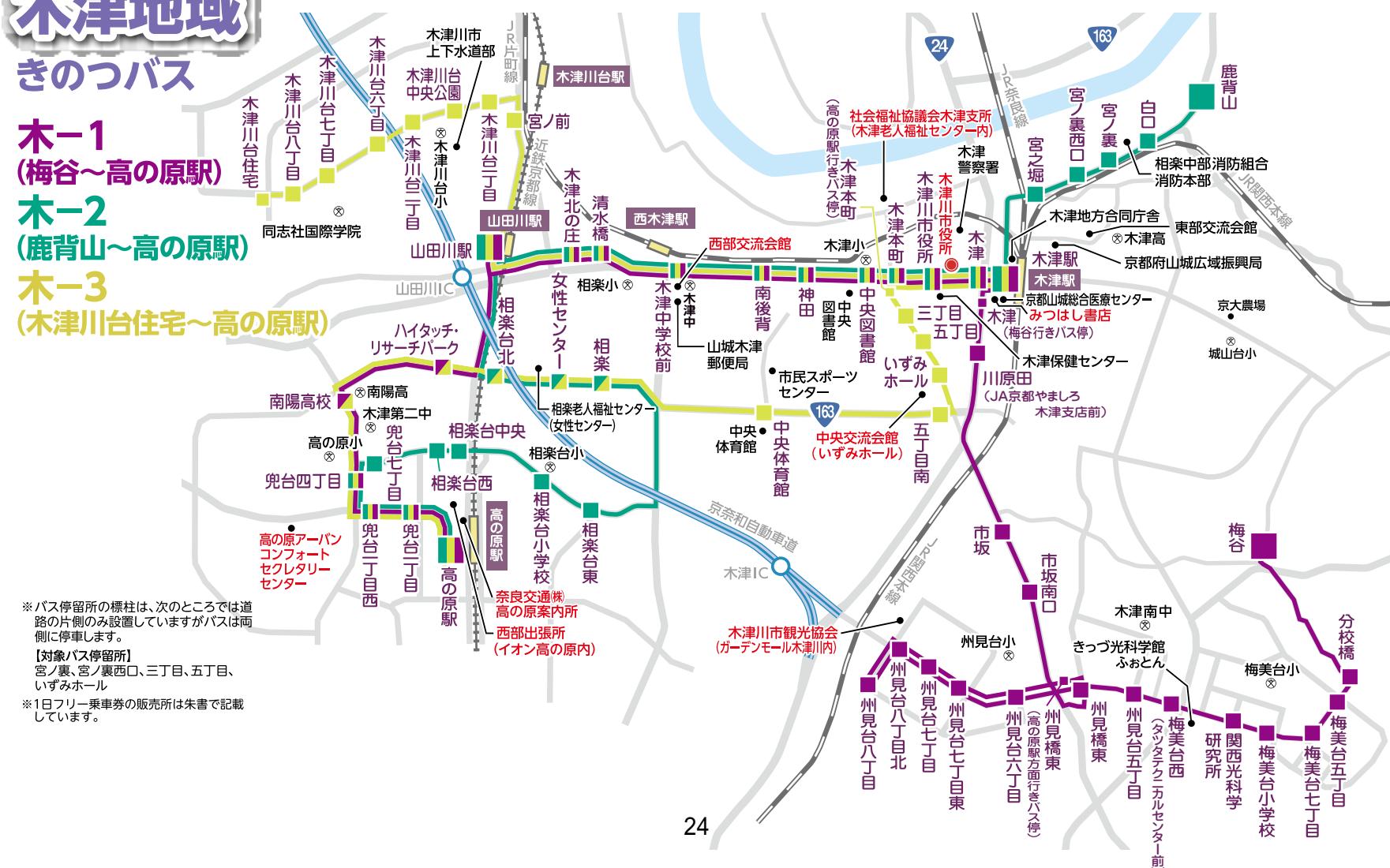
木津地域

きのつバス

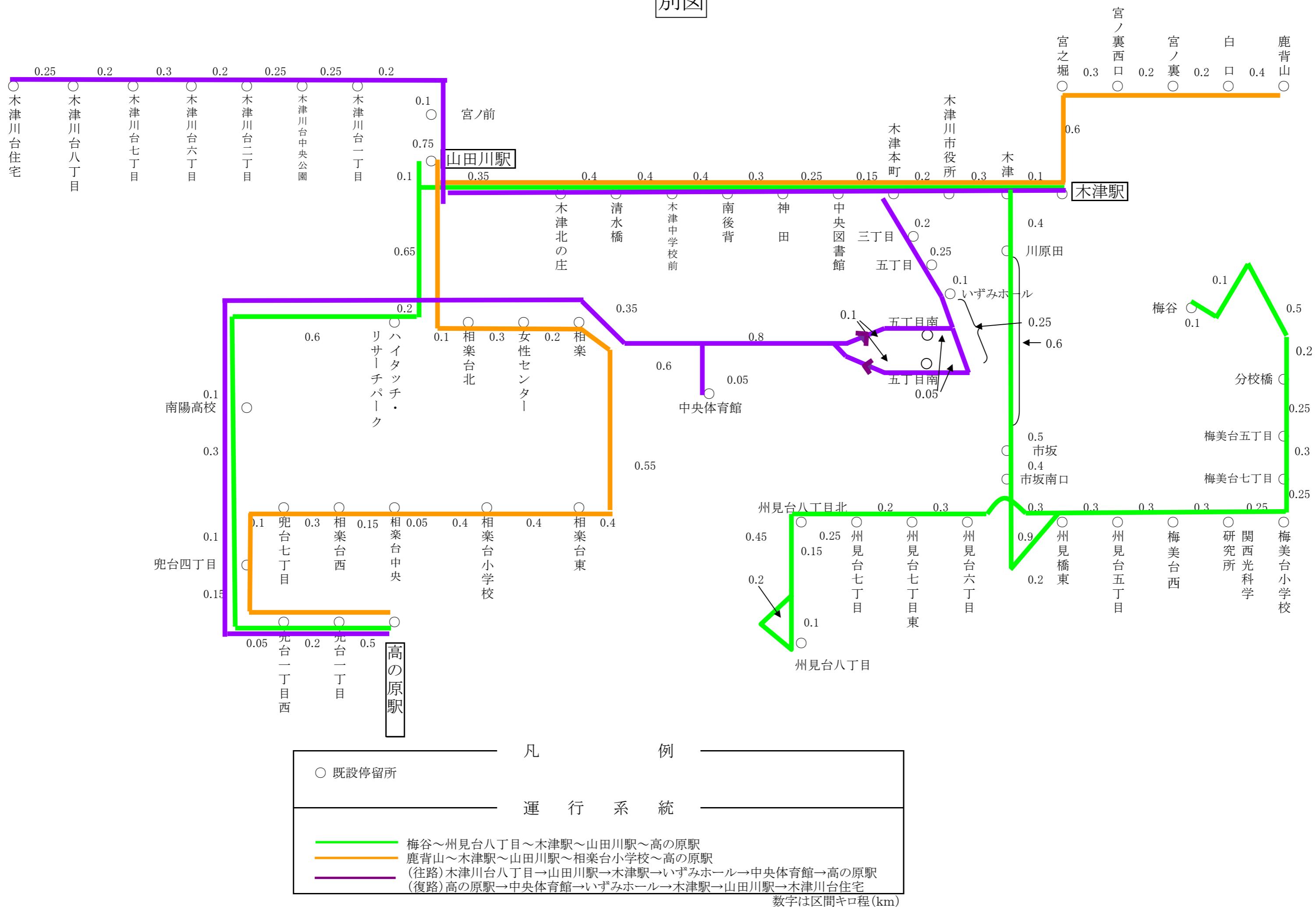
木-1 (梅谷～高の原駅)

木-2 (鹿背山～高の原駅)

木-3 (木津川台住宅～高の原駅)



別図



木津地域

きのつバス 木-3(木津川台住宅～高の原駅)



※1日フリー乗車券の販売所は朱書で記載しています。

木-3 きのつバス 木津川台住宅行き
(高の原駅→木津駅→山田川駅→木津川台住宅) 平日10便
土日祝8便

高の原駅	8:02	9:02	毎時:02分	16:02	17:02
兜台一丁目	8:04	9:04	毎時:04分	16:04	17:04
兜台一丁目西	8:04	9:04	毎時:04分	16:04	17:04
兜台四丁目	8:05	9:05	毎時:05分	16:05	17:05
南陽高校	8:06	9:06	毎時:06分	16:06	17:06
ハイタチ・リサーチパーク	8:08	9:08	毎時:08分	16:08	17:08
相楽台北	8:09	9:09	毎時:09分	16:09	17:09
女性センター	8:10	9:10	毎時:10分	16:10	17:10
相楽	8:10	9:10	毎時:10分	16:10	17:10
中央体育館	8:13	9:13	毎時:13分	16:13	17:13
五丁目南	8:16	9:16	毎時:16分	16:16	17:16
いずみホール	8:17	9:17	毎時:17分	16:17	17:17
五丁目	8:18	9:18	毎時:18分	16:18	17:18
三丁目	8:19	9:19	毎時:19分	16:19	17:19
木津本町	8:20	9:20	毎時:20分	16:20	17:20
木津川市役所	8:21	9:21	毎時:21分	16:21	17:21
木津	8:22	9:22	毎時:22分	16:22	17:22
木津駅着	8:23	9:23	毎時:23分	16:23	17:23
木津駅発	8:28	9:28	毎時:28分	16:28	17:28
木津	8:29	9:29	毎時:29分	16:29	17:29
木津川市役所	8:30	9:30	毎時:30分	16:30	17:30
木津本町	8:31	9:31	毎時:31分	16:31	17:31
中央図書館	8:31	9:31	毎時:31分	16:31	17:31
神田	8:32	9:32	毎時:32分	16:32	17:32
南後背	8:33	9:33	毎時:33分	16:33	17:33
木津中学校前	8:34	9:34	毎時:34分	16:34	17:34
清水橋	8:35	9:35	毎時:35分	16:35	17:35
木津北の庄	8:36	9:36	毎時:36分	16:36	17:36
山田川駅着	8:39	9:39	毎時:39分	16:39	17:39
山田川駅発	8:43	9:43	毎時:43分	16:43	17:43
宮ノ前	8:45	9:45	毎時:45分	16:45	17:45
木津川台一丁目	8:46	9:46	毎時:46分	16:46	17:46
木津川台中央公園	8:46	9:46	毎時:46分	16:46	17:46
木津川台二丁目	8:47	9:47	毎時:47分	16:47	17:47
木津川台六丁目	8:47	9:47	毎時:47分	16:47	17:47
木津川台七丁目	8:48	9:48	毎時:48分	16:48	17:48
木津川台八丁目	8:49	9:49	毎時:49分	16:49	17:49
木津川台住宅	8:52	9:52	毎時:52分	16:52	17:52

木-3 きのつバス 高の原駅行き
(木津川台八丁目→山田川駅→木津駅→高の原駅)

木津川台八丁目	7:58	9:14	10:14	毎時:14分	17:14	
木津川台七丁目	7:59	9:15	10:15	毎時:15分	17:15	
木津川台六丁目	8:00	9:16	10:16	毎時:16分	17:16	
木津川台二丁目	8:01	9:17	10:17	毎時:17分	17:17	
木津川台中央公園	8:01	9:17	10:17	毎時:17分	17:17	
木津川台一丁目	8:02	9:18	10:18	毎時:18分	17:18	
宮ノ前	8:03	9:19	10:19	毎時:19分	17:19	
山田川駅着	8:06	9:22	10:22	毎時:22分	17:22	
山田川駅発	8:08	9:24	10:24	毎時:24分	17:24	
木津北の庄	8:10	9:26	10:26	毎時:26分	17:26	
清水橋	8:11	9:27	10:27	毎時:27分	17:27	
木津中学校前	8:12	9:28	10:28	毎時:28分	17:28	
南後背	8:13	9:29	10:29	毎時:29分	17:29	
神田	8:14	9:30	10:30	毎時:30分	17:30	
中央図書館	8:15	9:31	10:31	毎時:31分	17:31	
木津本町	8:15	9:31	10:31	毎時:31分	17:31	
木津川市役所	8:16	9:32	10:32	毎時:32分	17:32	
木津	8:17	9:33	10:33	毎時:33分	17:33	
木津駅着	8:19	9:35	10:35	毎時:35分	17:35	
木津駅発	8:23	9:39	10:39	毎時:39分	17:39	
木津	8:24	9:40	10:40	毎時:40分	17:40	
木津川市役所	8:25	9:41	10:41	毎時:41分	17:41	
木津本町	8:26	9:42	10:42	毎時:42分	17:42	
三丁目	8:27	9:43	10:43	毎時:43分	17:43	
五丁目	8:28	9:44	10:44	毎時:44分	17:44	
いづみホール	8:29	9:45	10:45	毎時:45分	17:45	
五丁目南	8:30	9:46	10:46	毎時:46分	17:46	
中央体育館	8:33	9:49	10:49	毎時:49分	17:49	
相楽	8:36	9:52	10:52	毎時:52分	17:52	
女性センター	8:36	9:52	10:52	毎時:52分	17:52	
相楽台北	8:37	9:53	10:53	毎時:53分	17:53	
ハイタチリーザーパーク	8:38	9:54	10:54	毎時:54分	17:54	
南陽高校	8:40	9:56	10:56	毎時:56分	17:56	
兜台四丁目	8:41	9:57	10:57	毎時:57分	17:57	
兜台一丁目西	8:42	9:58	10:58	毎時:58分	17:58	
兜台一丁目	8:43	9:59	10:59	毎時:59分	17:59	
高の原駅	8:45	10:01	11:01	毎時:01分	18:01	

● JR線と連絡 ● 近鉄線と連絡 ■ 平日運行 ■ 休日祝運行

様式第1-6

2木交協第 号
令和2年6月 日

国土交通大臣 様

京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市地域公共交通総合連携協議会
会長 (木津川市長) 河井 規子

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年 月 日

（名称）木津川市地域公共交通総合連携協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
木津川市地域生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>木津川市は、京都府南部に位置する人口7万8千人の市で、木津地域では宅地開発により人口が増加している一方、加茂地域及び山城地域では人口が減少傾向となっており、地域により人口密度の格差が顕著に現れている。</p> <p>木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年度から木津川市地域公共交通総合連携計画、平成27年度に木津川市地域公共交通網形成計画を策定、令和2年度には第二次木津川市地域公共交通網形成計画を策定し、計画に基づき活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として実証運行を行った。</p> <p>しかしながら、近年では、利用者数が毎年減少している状況である。</p> <p>このような状況下において、高齢者の増加や移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、幹線交通である鉄道や路線バスと接続するフィーダー路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>①路線定期運行（当尾線、奥畠線、山城線）</p> <p>コミュニティバスの定期運行維持の考え方を次のとおりとし、前々年度以上の利用者数を目標とする。</p> <p>【運行維持】</p> <p>利用者数：1便あたり1.25人以上の利用者数</p> <p>路線運行：1便あたり1.25人に満たない場合、コミュニティバス等の持続可能な運行の為のガイドラインに基づき、実態に即した運行への見直しを行う。</p> <p>【前々年度の利用者数】</p> <p>当尾線：15,648人</p> <p>奥畠線：2,314人</p> <p>山城線：12,214人</p> <p>②路線定期運行（通学線1、2、3）</p> <p>コミュニティバスの運行を次のとおりとし、前々年度以上の利用者数を目標とする。</p> <p>【運行目標】</p> <p>利用者数：1便あたり1.25人以上の利用者数</p> <p>【前々年度の利用者数】</p> <p>3,468人</p>

③路線不定期運行（山田線、大畠線、南加茂台線、観音寺線、銭司線、西線）

路線維持の考え方を次のとおりとし、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【路線維持】

利用者数：1日あたり1.5人以上の利用者数

路線運行：1日あたり1.5人の利用者数を超えていない場合、コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドラインに基づき、運行の見直し、検討を行う。

【前々年度の利用者数】

山田線	： 85人
大畠線	： 91人
観音寺線	： 26人
南加茂台線	： 54人
銭司線	： 456人
西線	： 396人

（2）事業の効果

①かもバス（山田線、大畠線、南加茂台線、観音寺線、奥畠線、銭司線、西線）

移動手段を持たない方等、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線とのネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、高齢者の外出促進や地域活性化にもつながる。

②かもバス通学線（通学線1、通学線2、通学線3）

児童、生徒の通学手段が確保される。また、混乗による運行のため、一般の利用者にとっては、地域間幹線と接続することで、広域的な移動手段が確保される。

③かもバス当尾線

地域間幹線とのネットワークが連携することで広域的な移動手段が確保され、市内観光施設への来訪が期待できる。このことにより、市外からの来訪者数が向上することで、地域の活性化につながる。また、高齢者等の交通弱者にとって必要不可欠な移動手段が確保される。

④やましろバス山城線（山城線北行、山城線南行）

新たな公共交通手段が提供されることにより、公共交通空白地帯が解消され、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、主要幹線と接続することで広域的な移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに地域の活性化が促進される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（1）乗継利便性の向上

実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

（2）車両の利便性の向上

実施事業：バリアフリー車両の導入促進検討、

バス車両デザインの検討

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(3) 情報提供の充実

①実施事業：きづがわ公共交通だよりの発行

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

②実施事業：時刻表の作成、バス停留所デザインの検討、

交通結節点における情報提供の実施、

ホームページによる情報提供の充実

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(4) 利用機会の提供

実施事業：乗り物体験学習、スタンプラリーの充実、

おでかけマップの作成

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

実施事業：1日フリー乗車券の発行

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

実施事業：1日無料dayの実施

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

(5) 市民意識の変革

実施事業：地域ワークショップ、座談会の開催、乗り方教室

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(6) 魅力の発信

実施事業：観光施設へのアクセスサイン充実、

急行バスと連携したPR

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

・木津川市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

・奈良交通株式会社（当尾線）

・株式会社ウイング（奥畠線、通学線、山城線）

・加茂タクシー株式会社（山田線、大畠線、南加茂台線、観音寺線、錢司線、西線）

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】	該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	別表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月28日（第1回） 協議会設立、事業内容について協議 平成21年3月11日（第6回） 木津川市地域公共交通総合連携計画について承認 平成27年3月12日（第29回） 木津川市地域公共交通網形成計画について承認 令和2年3月24日（第50回） 第2次木津川市地域公共交通網形成計画について承認 令和2年7月9日（第51回） 令和3年度生活交通確保維持改善計画について承認
18. 利用者等の意見の反映状況	協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、加茂民生児童委員協議会会长及び木津川市老人クラブ連合会会长から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	京都府山城広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課 京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長 京都府木津警察署交通課長

関係市区町村	木津川市長 木津川市副市長 木津川市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課課長 近畿日本鉄道株式会社新田辺駅長 奈良交通株式会社自動車事業本部乗合事業部統括部長 株式会社ウイング取締役 一般社団法人京都府タクシー協会専務理事 城南タクシー株式会社代表取締役 加茂タクシー株式会社営業次長 東洋タクシー株式会社代表取締役 奈良交通労働組合執行委員長
地方運輸局	近畿運輸局京都運輸支局主席運輸企画専門官 近畿地方整備局京都国道事務所計画課長
その他協議会が必要と認める者	富山大学 副学長 京都大学大学院工学研究科准教授 木津川市観光協会理事 加茂民生児童委員協議会会长 木津川市老人クラブ連合会会长 利用者委員 公募委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 京都府木津川市木津南垣外 110-9

(所 属) マチオモイ部学研企画課

(氏 名) 日比 経龍

(電 話) 0774-75-1201

(e-mail) 0774-75-2701

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)
木津川市	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	加茂駅東口	岩船寺	加茂山の家	往 9.4km 復 9.4km	365日	1175.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(2) かもバス奥畠線	加茂支所	加茂駅西口	奥畠	往 5.9km 復 5.9km	247日	988回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(3) かもバス通学線1	奥畠	加茂駅西口	加茂支所	往 9.9km 復 0.0km	207日	103.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(4) かもバス通学線2	恭仁宮跡	仏生寺	奥畠	往 2.8km 復 0.0km	125日	62.5回		路線定期運行	①	「恭仁宮跡」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(5) かもバス通学線3	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 4.2km 復 0.0km	210日	127回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(6) やましろバス山城線北行	木津駅	棚倉駅	渋川西	往 7.4km 復 0.0km	244日	976回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狹駅」「木津駅」と接続	③
		(7) やましろバス山城線南行	渋川西	棚倉駅	木津駅	往 7.2km 復 0.0km	240日	960回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狹駅」「木津駅」と接続	③
	株式会社ウイング	(8) かもバス山田線	加茂支所	加茂駅東口	山田	往 6.5km 復 6.5km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(9) かもバス大畠線	加茂支所	加茂駅東口	大畠	往 8.6km 復 8.6km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(10) かもバス観音寺線	加茂支所	加茂駅東口	観音寺	往 3.9km 復 3.9km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(11) かもバス南加茂台線	加茂支所	加茂駅東口	東山公園	往 3.6km 復 3.6km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(12) かもバス錢司線	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 5.8km 復 5.8km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(13) かもバス西線	加茂支所	加茂駅西口	西	往 4.0km 復 4.0km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)
木津川市	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	加茂駅東口	岩船寺	加茂山の家	往 9.4km 復 9.4km	365日	1159.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(2) かもバス奥畠線	加茂支所	加茂駅西口	奥畠	往 5.9km 復 5.9km	246日	984回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(3) かもバス通学線1	奥畠	加茂駅西口	加茂支所	往 9.9km 復 0.0km	202日	101回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(4) かもバス通学線2	恭仁宮跡	仏生寺	奥畠	往 2.8km 復 0.0km	119日	59.5回		路線定期運行	①	「恭仁宮跡」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(5) かもバス通学線3	加茂支所	加茂駅西口	銭司	往 4.2km 復 0.0km	202日	121.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(6) やましろバス山城線北行	木津駅	棚倉駅	渋川西	往 7.4km 復 0.0km	242日	968回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狹駅」「木津駅」と接続	③
		(7) やましろバス山城線南行	渋川西	棚倉駅	木津駅	往 7.2km 復 0.0km	242日	968回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狹駅」「木津駅」と接続	③
	株式会社ウイング	(8) かもバス山田線	加茂支所	加茂駅東口	山田	往 6.5km 復 6.5km	242日	968回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(9) かもバス大畠線	加茂支所	加茂駅東口	大畠	往 8.6km 復 8.6km	242日	968回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(10) かもバス観音寺線	加茂支所	加茂駅東口	観音寺	往 3.9km 復 3.9km	242日	968回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(11) かもバス南加茂台線	加茂支所	加茂駅東口	東山公園	往 3.6km 復 3.6km	242日	968回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(12) かもバス銭司線	加茂支所	加茂駅西口	銭司	往 5.8km 復 5.8km	242日	968回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(13) かもバス西線	加茂支所	加茂駅西口	西	往 4.0km 復 4.0km	242日	968回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)
木津川市	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	加茂駅東口	岩船寺	加茂山の家	往 9.4km 復 9.4km	365日	1175回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(2) かもバス奥畠線	加茂支所	加茂駅西口	奥畠	往 5.9km 復 5.9km	247日	988回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(3) かもバス通学線1	奥畠	加茂駅西口	加茂支所	往 9.9km 復 0.0km	204日	102回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(4) かもバス通学線2	恭仁宮跡	仏生寺	奥畠	往 2.8km 復 0.0km	122日	61回		路線定期運行	①	「恭仁宮跡」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(5) かもバス通学線3	加茂支所	加茂駅西口	銭司	往 4.2km 復 0.0km	205日	123回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(6) やましろバス山城線北行	木津駅	棚倉駅	渋川西	往 7.4km 復 0.0km	244日	976回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狹駅」「木津駅」と接続	③
		(7) やましろバス山城線南行	渋川西	棚倉駅	木津駅	往 7.2km 復 0.0km	244日	976回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狹駅」「木津駅」と接続	③
	株式会社ウイング	(8) かもバス山田線	加茂支所	加茂駅東口	山田	往 6.5km 復 6.5km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(9) かもバス大畠線	加茂支所	加茂駅東口	大畠	往 8.6km 復 8.6km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(10) かもバス観音寺線	加茂支所	加茂駅東口	観音寺	往 3.9km 復 3.9km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(11) かもバス南加茂台線	加茂支所	加茂駅東口	東山公園	往 3.6km 復 3.6km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(12) かもバス銭司線	加茂支所	加茂駅西口	銭司	往 5.8km 復 5.8km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③
		(13) かもバス西線	加茂支所	加茂駅西口	西	往 4.0km 復 4.0km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通株が運行する和束木津線と接続	③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載すること。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	木津川市
-------	------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	35,192
交通不便地域	1,277

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
799	木津川市山城町綺田	局長指定
478	木津川市山城町椿井	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
木津川市地域公共交通網形成計画	令和2年3月	令和2年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
35,192	35,192人 × 150円 + 250万円	7,778,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2. (1)⑯))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



近運交交第36号
平成28年6月17日

木津川市長 河井 規子 殿

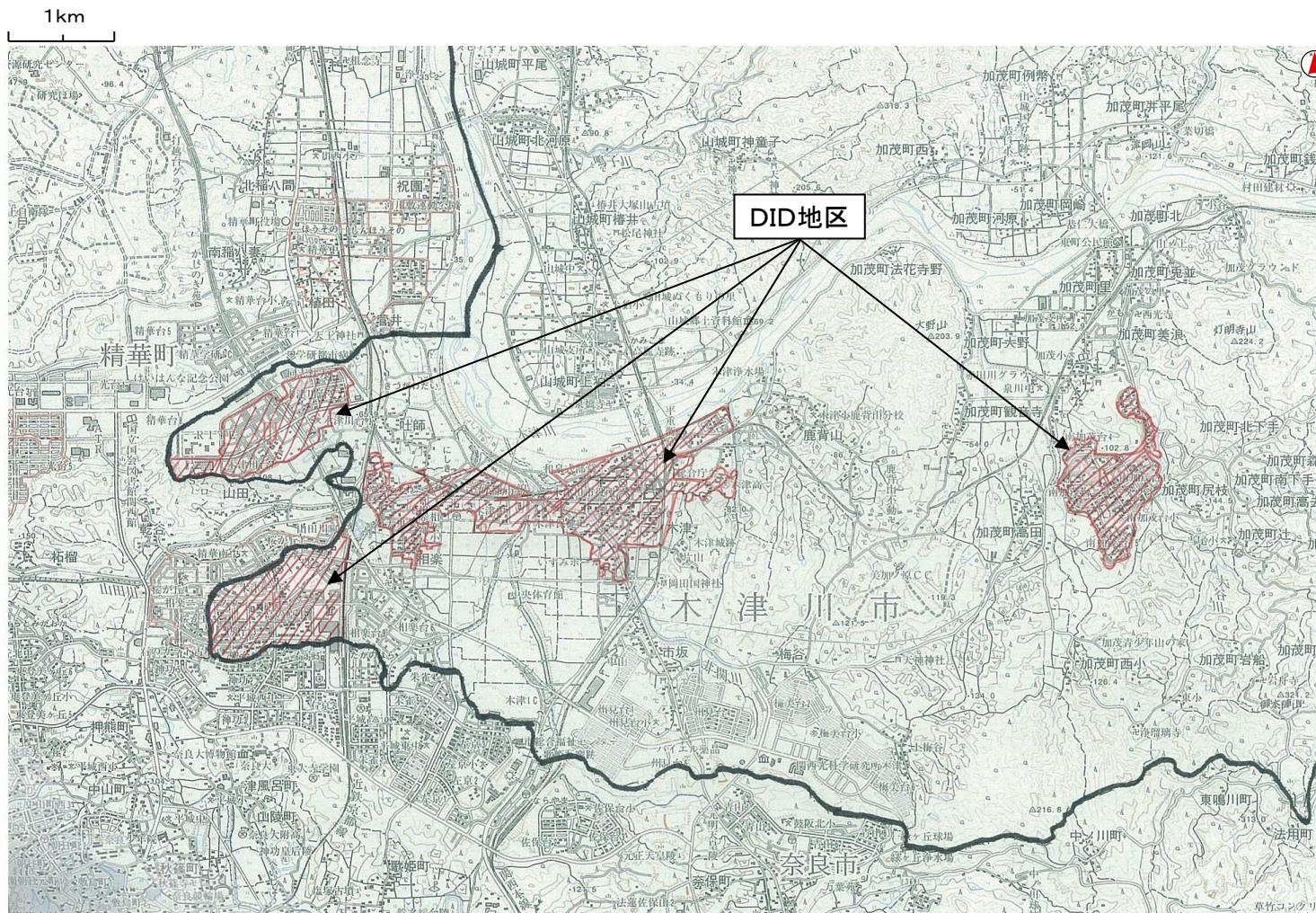
近畿運輸局長

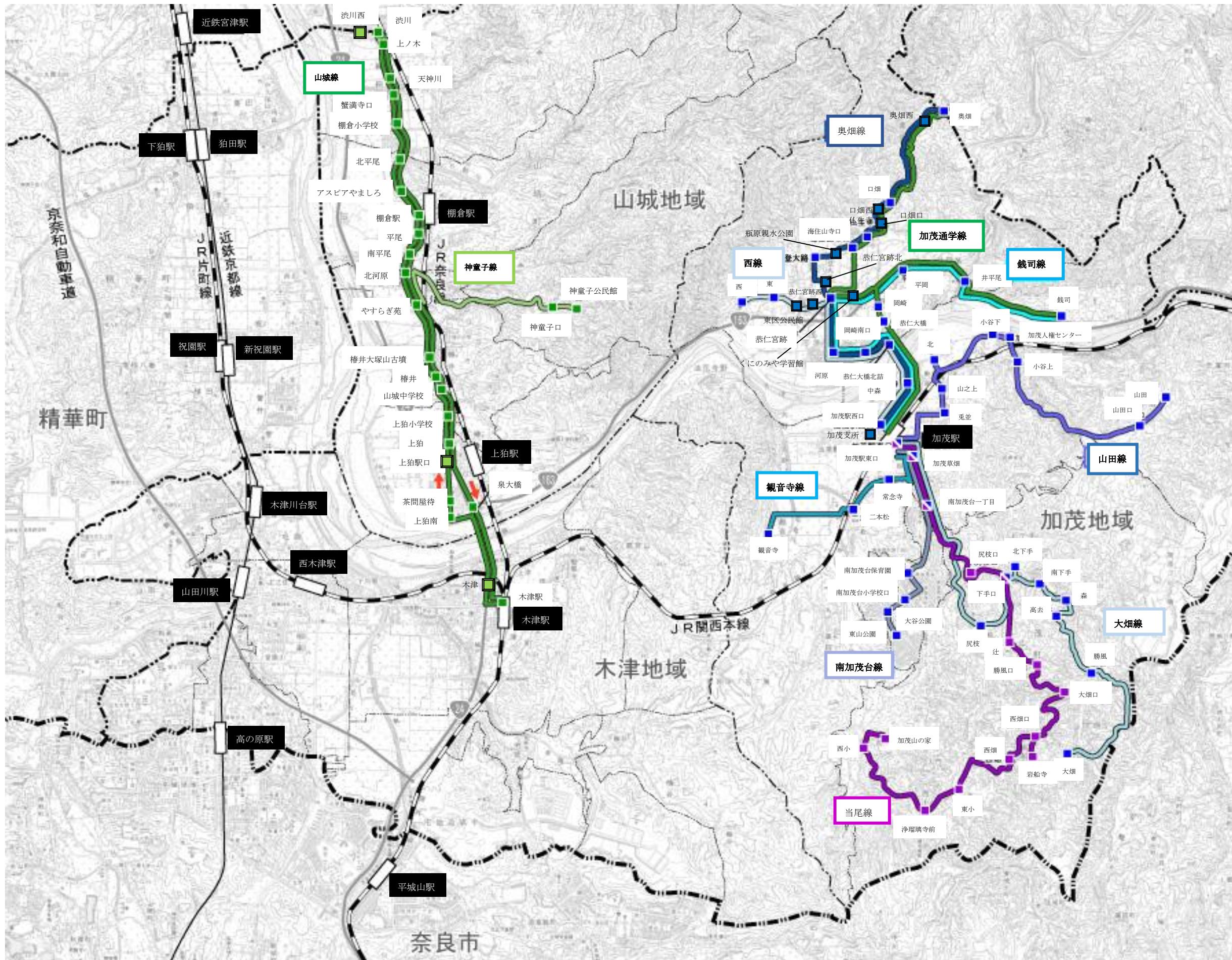


指 定 書

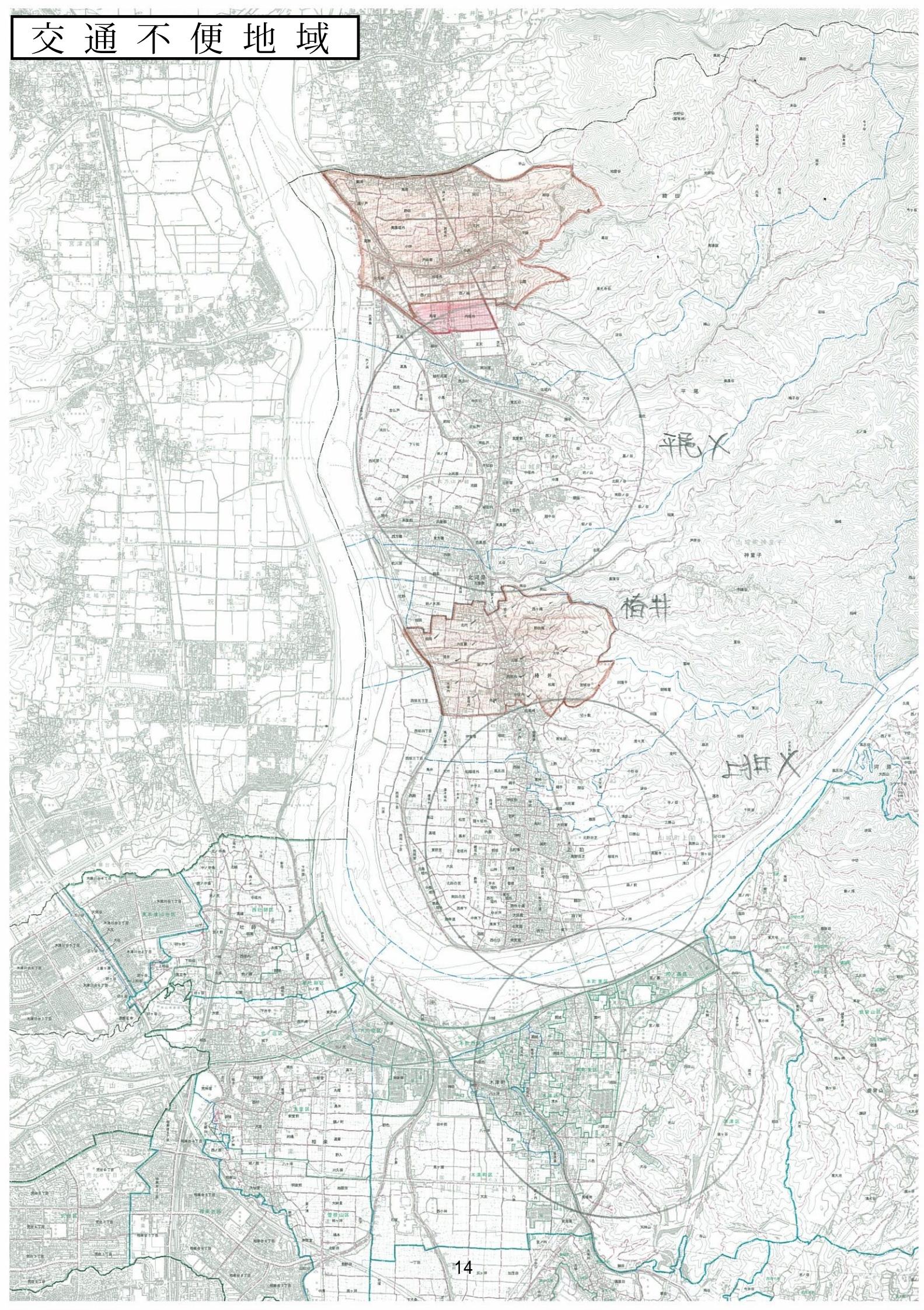
平成28年5月26日付け8木学研第72号をもって申請のあった交通不便地域の地域指定については、申請のとおり指定する。

DID地区の区域





交通不便地域



山城地域 やましろバス

山城線 ☆ 神童子線

やましろバス(山城線・神童子線)

【運行日】平日運行
土日祝、年末年始は運休します
のでご注意ください。
【運賃支払方法】運賃は後払い
お降りの際に運賃を料金箱に
入れてください。
神童子線は、運賃を乗務員にお
支払いください。

【運賃】
大人(中学生以上):200円
小児(小学生):大人の半額
幼児(1歳以上6歳未満):大人
か小児が同伴の場合、幼児の1
人目は無料、2人目からはそれ
ぞれ小児運賃。
幼児の単独乗車は、小児運賃。
乳児(1歳未満):無料
身体障がい者手帳、療育手帳または、
精神障がい者手帳をお持の方は半額
(支払い時に手帳を提示してください。)

【その他】神童子線は定時制の
予約型乗合タクシーです。
1時間前までに東洋タクシー(株)
へご予約ください。
※30分前でも予約可能な場合があります。
【お問い合わせ】
山城線:(株)ウイング
☎ 0774-64-2246
神童子線:東洋タクシー(株)
☎ 0774-86-2212
木津川市 学研企画課
☎ 0774-72-0501(代表)

※バス停留所の標柱は、次のところでは道路の片側のみ設置していますがバスは両側に停車します。
【対象バス停留所】天神川、上狛駅口、神童子口



平日8便 土日祝運休
●JR線と連絡

山城線	○ 木津駅行き	
渋川西	8:44	(毎時:44分) 15:44
渋川	8:44	(毎時:44分) 15:44
神ノ木	8:45	(毎時:45分) 15:45
天神川	8:45	(毎時:45分) 15:45
蟹満寺口	8:46	(毎時:46分) 15:46
棚倉小学校	8:46	(毎時:46分) 15:46
北平尾	8:47	(毎時:47分) 15:47
アスピアやましろ	8:48	(毎時:48分) 15:48
棚倉駅 ●	8:49	(毎時:49分) 15:49
平尾	8:50	(毎時:50分) 15:50
南平尾	8:51	(毎時:51分) 15:51
北河原	8:52	(毎時:52分) 15:52
やすらぎ苑	8:53	(毎時:53分) 15:53
椿井大塚山古墳	8:54	(毎時:54分) 15:54
椿井	8:55	(毎時:55分) 15:55
山城中学校	8:56	(毎時:56分) 15:56
上狛小学校	8:57	(毎時:57分) 15:57
上狛	8:58	(毎時:58分) 15:58
上狛駅口	8:59	(毎時:59分) 15:59
泉大橋	9:02	(毎時:02分) 16:02
木津駅 ●	9:07	(毎時:07分) 16:07

平日8便 土日祝運休
●JR線と連絡

山城線	○ 渋川西行き	
木津駅 ●	9:18	(毎時:18分) 16:18
木津	9:19	(毎時:19分) 16:19
上狛南	9:24	(毎時:24分) 16:24
茶問屋街	9:25	(毎時:25分) 16:25
上狛駅口	9:27	(毎時:27分) 16:27
上狛	9:28	(毎時:28分) 16:28
上狛小学校	9:28	(毎時:28分) 16:28
山城中学校	9:29	(毎時:29分) 16:29
椿井	9:30	(毎時:30分) 16:30
椿井大塚山古墳	9:31	(毎時:31分) 16:31
やすらぎ苑	9:32	(毎時:32分) 16:32
北河原	9:33	(毎時:33分) 16:33
南平尾	9:34	(毎時:34分) 16:34
平尾	9:35	(毎時:35分) 16:35
棚倉駅 ●	9:36	(毎時:36分) 16:36
アスピアやましろ	9:37	(毎時:37分) 16:37
北平尾	9:38	(毎時:38分) 16:38
棚倉小学校	9:39	(毎時:39分) 16:39
蟹満寺口	9:39	(毎時:39分) 16:39
天神川	9:40	(毎時:40分) 16:40
神ノ木	9:40	(毎時:40分) 16:40
渋川	9:41	(毎時:41分) 16:41
渋川西	9:41	(毎時:41分) 16:41

平日8便(予約制)
土日祝運休

神童子線	○ やすらぎ苑行き	
神童子公民館	8:43	(毎時:43分) 15:43
神童子口	8:44	(毎時:44分) 15:44
やすらぎ苑	8:48	(毎時:48分) 15:48

平日8便(予約制)
土日祝運休

神童子線	○ 神童子公民館行き	
やすらぎ苑	9:37	(毎時:37分) 16:37
神童子口	9:41	(毎時:41分) 16:41
神童子公民館	9:42	(毎時:42分) 16:42

加茂地域

かもバス 当尾線



1日8便(毎日運行) ●JR線と連絡

○当尾線	加茂駅東口	9:14	9:14	(毎時:14分)	16:14
	加茂草畠	9:15	9:15	毎時:15分	16:15
	南加茂台一丁目	9:16	9:16	(毎時:16分)	16:16
	尻枝口	9:19	9:19	毎時:19分	16:19
	下手口	9:21	9:21	(毎時:21分)	16:21
	辻	9:22	9:22	毎時:22分	16:22
	勝風口	9:23	9:23	(毎時:23分)	16:23
	大畠口	9:25	9:25	毎時:25分	16:25
	西畠口	9:28	9:28	(毎時:28分)	16:28
	岩船寺	9:30	9:30	毎時:30分	16:30
	西畠口	9:31	9:31	(毎時:31分)	16:31
	西畠	9:33	9:33	毎時:33分	16:33
	東小	9:35	9:35	(毎時:35分)	16:35
	淨瑠璃寺前	9:36	9:36	毎時:36分	16:36
	西小	9:38	9:38	(毎時:38分)	16:38
	加茂山の家	9:39	9:39	毎時:39分	16:39

1日9便(毎日運行) ●JR線と連絡

○当尾線	加茂駅東口	7:41	9:41	(毎時:41分)	16:41
	西小	7:42	9:42	毎時:42分	16:42
	淨瑠璃寺前	7:44	9:44	(毎時:44分)	16:44
	東小	7:45	9:45	毎時:45分	16:45
	西畠	7:47	9:47	(毎時:47分)	16:47
	西畠口	7:49	9:49	毎時:49分	16:49
	岩船寺	7:51	9:51	(毎時:51分)	16:51
	西畠口	7:52	9:52	毎時:52分	16:52
	大畠口	7:55	9:55	(毎時:55分)	16:55
	勝風口	7:57	9:57	毎時:57分	16:57
	辻	7:58	9:58	(毎時:58分)	16:58
	下手口	7:59	9:59	毎時:59分	16:59
	尻枝口	8:01	10:01	(毎時:01分)	17:01
	南加茂台一丁目	8:04	10:04	毎時:04分	17:04
	加茂草畠	8:05	10:05	(毎時:05分)	17:05
	加茂駅東口	8:06	10:06	毎時:06分	17:06

加茂地域 もバス

☆山田線 ☆南加茂台線 ☆大畠線 ☆観音寺線

☆加茂地域の予約型乗合タクシー
連絡先: 加茂タクシー(株)
☎ 0774-43-6400

加茂路線

—■— 大畠線 —■— 南加茂台線
—■— 山田線 —■— 観音寺線

かもバス(当尾線を除く)

【運行日】平日運行

土日祝、年末年始は運休しますのでご注意ください。

【運賃支払方法】運賃は後払い

予約型乗合タクシーの場合は、運賃を乗務員にお支払いください。

【運賃】大人(中学生以上):200円・300円・400円の区間制

小児(小学生):大人の半額

幼児(1歳以上6歳未満):

・大人か小児が同伴の場合、幼児の1人目は無料、2人目からはそれぞれ小児運賃。

・幼児の単独乗車は、小児運賃。

乳児(1歳未満):無料

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者手帳をお持ちの方は半額(支払い時に手帳を提示してください。)

【その他】山田線、大畠線、南加茂台線、観音寺線は定期制の予約型乗合タクシーです。

1時間前までに加茂タクシーへご予約ください。

※30分前でも予約可能な場合があります。

【お問い合わせ】

加茂タクシー(株) ☎ 0774-43-6400

木津川市学研企画課 ☎ 0774-72-0501(代表)



※バス停所の標柱は、道路の片側のみ設置している場合があります。

※1日フリー乗車券の販売所は朱書きで記載しています。

※大畠線、南加茂台線、観音寺線で、加茂駅東口または加茂草畠の乗降料金が取れない場合は、加茂支所への直接運行となります。

※山田線で加茂駅東口の乗降料金がない場合は、加茂支所への直接運行となります。

平日往復4便(予約制)		土日祝運休 ●JR線と連絡	
山田	9:45	9:50	11:50 13:50
山田口	7:46	9:51	11:51 13:51
小谷上	7:50	9:55	11:55 13:55
北	7:51	9:56	11:56 13:56
北	7:52	9:57	11:57 13:57
北	7:56	10:01	12:01 14:01
北	7:57	10:02	12:02 14:02
北	7:58	10:03	12:03 14:03
北	8:00	10:05	12:05 14:05
北	8:01	10:06	12:06 14:06
北	8:03	10:08	12:08 14:08
大畠	8:49	10:49	12:49 14:49
大畠	8:55	10:55	12:55 14:55
高去	8:57	10:57	12:57 14:57
森	8:58	10:58	12:58 14:58
南下手	8:59	10:59	12:59 14:59
北下手	9:00	11:00	13:00 15:00
北下手	9:01	11:01	13:01 15:01
尻枝	9:03	11:03	13:03 15:03
南加茂台一丁目	9:08	11:08	13:08 15:08
加茂草畠	9:09	11:09	13:09 15:09
加茂草畠	9:10	11:10	13:10 15:10
加茂草畠	9:13	11:13	13:13 15:13

平日往復4便(予約制)		土日祝運休 ●JR線と連絡	
大畠	8:49	10:49	12:49 14:49
大畠	8:55	10:55	12:55 14:55
高去	8:57	10:57	12:57 14:57
森	8:58	10:58	12:58 14:58
南下手	8:59	10:59	12:59 14:59
北下手	9:00	11:00	13:00 15:00
北下手	9:01	11:01	13:01 15:01
尻枝	9:03	11:03	13:03 15:03
南加茂台一丁目	9:08	11:08	13:08 15:08
加茂草畠	9:09	11:09	13:09 15:09
加茂草畠	9:10	11:10	13:10 15:10
加茂草畠	9:13	11:13	13:13 15:13

平日往復4便(予約制)		土日祝運休 ●JR線と連絡	
東山公園	9:23	11:23	13:23 15:23
大谷公園	9:25	11:25	13:25 15:25
南加茂台小学校口	9:26	11:26	13:26 15:26
南加茂台一丁目	9:27	11:27	13:27 15:27
南加茂台一丁目	9:29	11:29	13:29 15:29
加茂草畠	9:30	11:30	13:30 15:30
加茂草畠	9:31	11:31	13:31 15:31
加茂草畠	9:34	11:34	13:34 15:34

平日往復4便(予約制)		土日祝運休 ●JR線と連絡	
観音寺	8:16	10:16	12:16 14:16
二本松	8:18	10:18	12:18 14:18
常念寺	8:20	10:20	12:20 14:20
大畠	8:22	10:22	12:22 14:22
加茂駅東口	8:23	10:23	12:23 14:23
加茂草畠	8:23	10:23	12:23 14:23
加茂支所	8:26	10:26	12:26 14:26

加茂地域

かもバス
奥畠線
銭司線
西線



*バス停留所の標柱は、道路の片側のみ設置している場合がありますのでご注意ください。

*1日フリー乗車券の販売所は朱書きで記載しています。

○ 奥畠線

	10:18	12:18	14:18	16:48
加茂支所	10:18	12:18	14:18	16:48
加茂駅西口	10:20	12:20	14:20	16:50
中森	10:22	12:22	14:22	16:52
恭仁大橋北詰	10:24	12:24	14:24	16:54
岡崎南口	10:25	12:25	14:25	16:55
河原	10:26	12:26	14:26	16:56
恭仁宮跡	10:27	12:27	14:27	16:57
恭仁宮跡北	10:27	12:27	14:27	16:57
豊大路	10:28	12:28	14:28	16:58
瓶原親水公園	10:29	12:29	14:29	16:59
海住山寺口	10:30	12:30	14:30	17:00
仏生寺	10:31	12:31	14:31	17:01
口畠口	10:31	12:31	14:31	17:01
口畠西	10:32	12:32	14:32	17:02
口畠	10:33	12:33	14:33	17:03
奥畠西	10:37	12:37	14:37	17:07
奥畠	10:38	12:38	14:38	17:08

○ 銭司線

	9:38	11:38	13:38	15:38
加茂支所	9:38	11:38	13:38	15:38
加茂駅西口	9:40	11:40	13:40	15:40
中森	9:42	11:42	13:42	15:42
恭仁大橋北詰	9:44	11:44	13:44	15:44
岡崎南口	9:45	11:45	13:45	15:45
河原	9:46	11:46	13:46	15:46
恭仁宮跡	9:47	11:47	13:47	15:47
くにのみや学習館	9:47	11:47	13:47	15:47
平岡	9:48	11:48	13:48	15:48
井平尾	9:50	11:50	13:50	15:50
銭司	9:53	11:53	13:53	15:53

○ 西線

	9:13	11:13	13:13	15:13
加茂支所	9:13	11:13	13:13	15:13
加茂駅西口	9:15	11:15	13:15	15:15
中森	9:17	11:17	13:17	15:17
恭仁大橋北詰	9:19	11:19	13:19	15:19
岡崎南口	9:20	11:20	13:20	15:20
河原	9:21	11:21	13:21	15:21
恭仁宮跡	9:22	11:22	13:22	15:22
恭仁宮跡西	9:22	11:22	13:22	15:22
東区公民館	9:23	11:23	13:23	15:23
東	9:23	11:23	13:23	15:23
西	9:24	11:24	13:24	15:24

☆加茂地域の予約型乗合タクシー
連絡先：加茂タクシー(株)
☎0774-43-6400

加茂路線
—■— 奥畠線
—■— 銭司線
—■— 西線



加茂地域

かもバス
加茂通学線



*バス停留所の標柱は、道路の片側のみ設置している場合がありますのでご注意ください。
※1日フリー乗車券の販売所は朱書きで記載しています。

かもバス(当尾線を除く)

[運行日] 平日運行

土日祝・年末始は運休しますのでご注意ください。

[運賃支払方法] 連賃は後払い

お降りの際に運賃を料金箱に入れてください。
予約型乗合タクシーの場合は、運賃を乗務員にお支払いください。

[運賃] 大人(中学生以上): 200円

小児(小学生): 大人の半額

幼児(1歳以上6歳未満): 大人か小児が同伴の場合、幼児の1人目は無料、2人目からはそれぞれ小児運賃。
・幼児の単独乗車は、小児運賃。

乳児(1歳未満): 無料

身体障がい者手帳、育育手帳または精神障がい者手帳をお持ちの方は半額(支払い時に手帳を提示してください。)

[その他] 銭司・西線は定時制の予約型乗合タクシーです。
[時間制] までに加茂タクシー(株)へご予約ください。

※30分前でも予約可能な場合があります。

[お問い合わせ]

奥畠線、加茂通学線: 岩井ウイング ☎0774-64-2246
西線、銭司線: 加茂タクシー(株) ☎0774-43-6400
木津川市学研企画課 ☎0774-72-0501(代表)

[運行] 大人(中学生以上): 200円
小児(小学生): 大人の半額
幼児(1歳以上6歳未満): 大人か小児が同伴の場合、幼児の1人目は無料、2人目からはそれぞれ小児運賃。

乳児(1歳未満): 無料

身体障がい者手帳、育育手帳または精神障がい者手帳をお持ちの方は半額(支払い時に手帳を提示してください。)

○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:39	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:40	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:41	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:42	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:43	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:44	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:45	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:46	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:47	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:48	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:49	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:50	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:51	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:52	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:53	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き	奥畠	奥畠西	7:54	月曜日のみ	奥畠	恭仁宮跡	15:38	水曜日のみ	加茂支所	15:08
○ 加茂通学線	加茂支所	行き										